

各 地 方 整 備 局 長 あて
北 海 道 開 発 局 長 あて
国 土 地 理 院 あて
国土技術政策総合研究所長 あて

国土交通事務次官
(公印省略)

「工事請負契約書の制定について」の一部改正について

「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第49号）の一部が令和7年12月12日に施行されることに伴い、「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）を下記のとおり改正し、令和7年12月12日以降に入札手続を開始する工事から適用することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
別冊 工事請負契約書 1～3 （略） 4 工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯 <u>（削る）</u> 5～10 （略） （略） （関連工事の調整） 第2条 （略） 2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図 <u>書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施</u> <u>工上密接に関連する場合において、必要がある</u> <u>ときは、その施工につき、当該他の機関と調整</u> <u>を行うものとする。この場合においては、受注</u> <u>者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発</u>	別冊 工事請負契約書 1～3 （略） 4 工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯 <u>〔注〕工事を施工しない日又は時間帯を定めない</u> <u>場合は削除。</u> 5～10 （略） （略） （関連工事の調整） 第2条 （略） （新設）

注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 (略)

2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。

[注] 「健康保険料等」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料とする。

3 (略)

(工期の変更方法)

第24条 (略)

2 (略)

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第59条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 (略)

2 (略)

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第59条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

4 (略)

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 (略)

2～8 (略)

9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たつ

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 (略)

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 (略)

(工期の変更方法)

第24条 (略)

2 (略)

(新設)

(請負代金額の変更方法等)

第25条 (略)

2 (略)

(新設)

3 (略)

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 (略)

2～8 (略)

(新設)

ては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第 59 条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第 60 条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(前払金の使用等)

第 37 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

(前払金の使用等)

第 37 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。